

大恐慌期フィリピン糖業の寡占的構造

序

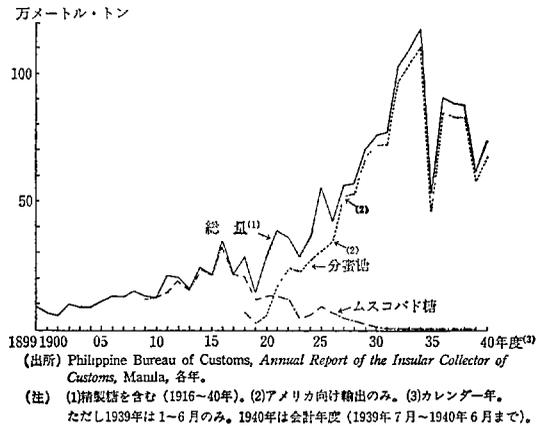
兩大戦間期にフィリピン糖業は、輸出市場と生産構造の二つの側面において、劇的な変化を遂げた。アメリカが米西戦争の結果スペインから領有権を獲得した一八九八年以前に、フィリピンではムスコバド (muscovado) 糖と呼ばれる含蜜糖が生産され、主としてアジア市場 (中国、香港、日本) へ輸出されていた。ところが、一九一〇年代初頭に確立された米比間の互恵的自由貿易体制によって、アメリカへの特惠的フィリピン砂糖輸出の道が開かれると、アメリカ人企業家が製糖業の近代化に先鞭をつけ、さらに一九二〇年代には、フィリピン人やフィリピン国内に経済基盤をもつスペイン人がこれに続

永野善子

いた。この時期のフィリピン糖業における最も顕著な技術革新は、セントラル (central) と呼ばれる製糖工場 (vacuum pan) や遠心分離機 (centrifugal machine) などの最新の製糖設備を備えた、機械制大工場であった。これに対して甘蔗作農業の機械化は、農村における大量の過剰労働力の存在を背景として、遅々として進展しなかった。

かくして一九二〇年代のフィリピン糖業の生産構造は、新たに設立されたセントラル製糖工場と、一九世紀後半に糖業がフィリピンの主要な輸出セクターとなつて以来、甘蔗作農業の中心に位置してきたアシエンダ (hacienda、大土地所有農園) とによって構成されることになった。さらに重要なのは、植民地支配下におけるア

図1 フィリピン砂糖輸量の推移 (1899~1940年)



アメリカの政治的・経済的介入にもかかわらず、この時期に製糖資本の主要部分を支配し、かつ土地を集中していたのは、宗主国資本というよりはむしろ、国内の企業家とアセンデーロ (Ascendero, 地主+農園経営者) であり、この傾向は、一九三〇年代大恐慌期に一層強化されたことである。一見逆説的ともいえるこうした現象はなぜ生じたのであろうか。本稿でこの問題について全面的な議論を展開するのは、紙幅の都合上到底不可能である。そこで、ここではとりあえず、アメリカ植民地期フィリピン糖業の生産構造の特徴を明らかにするために、一九三〇年代の製糖工場とアシエンダにおける寡占的支配の実態について議論したい。⁽²⁾ 第一節では、アメリカ植民地期におけるフィリピンの砂糖輸市場の変化を概観する。第二節では、割当制度導入下の生産形態の特徴を考察する。そして、第三節では、製糖工場の資本系列について、第四節では、製糖業者と甘蔗作プランターとの対立・拮抗関係について若干の洞察を加えたい。

(1) この問題に関する包括的な分析は、拙著『フィリピン経済史研究——糖業資本と地主制』勁草書房、一九八六年を参照されたい。

(2) 本稿は、一九八六年九月一〜四日にイギリスのイースト・アングリア大学(ノリッチ市)で開催された国際シンポジウム「Crisis and Change in the International Sugar Economy 1914—1940 and the 1980's」に提出されたペーパーの改訂版に基づいて執筆されたものである。

一 両大戦間期における輸出市場の変化

一八九八年にアメリカはスペインとのパリ和平条約に基づき、フィリピン諸島を領有したが、フィリピンの対米砂糖輸出が急増したのは、一九〇九年のペイン・オルドリッチ関税法(Payne-Aldrich Tariff Act)と一九一三年のアンダーウッド・シモンズ関税法(Underwood-Simmons Tariff Act)制定後のことであった。ペイン・オルドリッチ関税法では三〇万ロング・トンに限ってフィリピン産砂糖の対米無関税輸出が認められ、アンダーウッド・シモンズ関税法ではその量的制限が撤廃されたからである。

図1に示されるように、一八九九〜一九一三年にフィリピンは毎年一〇〜二〇万メートル・トンの砂糖を輸出した。一九一四年に第一次世界大戦が勃発すると、世界

的砂糖不足を背景として、フィリピンの砂糖輸出は三〇万メートル・トンに増加した。しかしながら、砂糖輸出が本格的に拡大したのは、ムスコバド糖生産から分蜜糖生産へと移行した、一九二〇年代初頭であった。一九二〇年代初頭に砂糖輸出は三〇万メートル・トンから五〇万メートル・トンに増加し、その八五%がアメリカ向けであった。一九二〇年代後半になると、輸出量は四〇万メートル・トンから八〇万メートル・トンへと拡大し、その九〇%以上がアメリカへ輸出された。こうして、フィリピンにおける分蜜糖生産は一九二〇年代に確立し、その輸出はもっぱらアメリカ市場に依存したのである。アメリカ植民地期のフィリピンでは、砂糖の他、マニラ麻(アバカ)、コブラ、ココナッツ油やタバコが主たる輸出商品であった。一九二〇年代に砂糖の輸出価額がマニラ麻のそれを凌駕し、砂糖が文字どおりフィリピン経済の基幹的輸出産業へと発展したことは、とくに注目すべき事実であろう。

一九三〇年代の大恐慌期に、アメリカは国内の砂糖生産と海外からの砂糖輸入の比率を調整するために割当制度を導入したが、この時期にフィリピン産砂糖のアメリカ

カ市場への依存は以前にもまして顕著なものとなった。一九三〇年代にアメリカは一九三四年と一九三七年の二つの砂糖法を制定したが、これらにおいてはフィリピンは毎年一〇〇万ショート・トン前後の輸出割当を付与された²⁾。しかしながら、フィリピンに対しては、一九三四年のタイディングス・マクダファイ法 (Tydings-McDuffie Act) の下³⁾も、ひとつの規定が設けられ、フィリピン産砂糖の無関税輸出量は、粗糖八〇万ロング・トン、精製糖五万ロング・トンに制限された。この結果、フィリピンの対米砂糖輸出はタイディングス・マクダファイ法の定める無関税輸出の枠内に留まり、毎年の輸出量は一〇〇万ショート・トン弱となった³⁾(一九三五年に輸出量が五〇万ショート・トン程度に落ち込んだのは、前年度の輸出超過分が差し引かれたためである)。一九三〇年代にフィリピン糖業は、このような生産制限のみならず、大幅な糖価下落 (ニューヨークトロー価格、一ポンド当り約三セント) のために、深刻な不況に見舞われた。かくして不況の下で、アメリカ系資本は徐々にフィリピンから撤退を開始し、タイディングス・マクダファイ法に規定された将来のフィリピン独立に備えたのである。

(1) Pedro E. Abelarde, *American Tariff Policy toward the Philippines, 1898—1946*, New York, King's Crown Press, 1947, pp. 95—108, 114—126.

(2) Myer Lynsky, *Sugar Economics, Statistics, and Documents*, [New York], United States Cane Sugar Refiners' Association, 1938, pp. 186—192, 210—221.

(3) 図1を見よ。粗糖八〇万ロング・トンと精製糖五万ロング・トンの合計は、粗糖九七万ショート・トンに当たる。

二 割当制度の導入

ところで砂糖割当制度はフィリピンにおいてどのような施行されたのであろうか。フィリピン政府が砂糖の生産・輸出割当制度を施行するためには、各製糖工場もしくは甘蔗農場の生産量を統制し、それを輸出用と国内消費用に分類する必要があった。

アメリカで一九三四年砂糖法が制定されると、フィリピン政府は、アメリカ農務省の統制・管轄の下に割当統制機関を設置した。フィリピン政府の割当統制機関の任務は、第一に、全国各地の製糖工場と甘蔗農場を対象とする大規模な調査の実施 (一九三四〜三五年) であり、第二に、調査結果に基づいて、対米輸出割当——粗糖

(A糖)と精製糖(AA糖)——、国内消費割当(B糖)、備蓄割当(C糖)を、過去の生産実績に従って国内生産者に比例配分することであった。同機関は、まず製糖地区(mill district)——一つの製糖工場と同工場に甘蔗を供給する数十から数百の甘蔗農場で構成される、行政上の生産単位——を設定した。そして、各製糖地区の生産割当は、製糖工場・甘蔗農場レベル、さらに農場が借地契約下にある場合は借地農場レベルにいたる、何段階をも経て決定された。ところでフィリピンではほとんどの製糖工場は、甘蔗農場の直営を行わず、近隣地区の甘蔗農場と製糖契約を結び、分糖法に基づいて、砂糖を両者間で一定の比率で分配してきた(後述)。製糖工場と農場のこうした関係のために、一九三〇年代半ばの割当制度導入の手続きは、きわめて複雑ならざるをえなかった。

フィリピンで割当制度を施行するにあたり、政府は砂糖生産地域を四七の製糖地区に分類した。例えば一九三九/四〇作物年度の割当量合計は一一〇万七〇〇〇シ¹⁾ート・トンであり、その八六%がA糖およびAA糖で、残り一四%がB糖およびC糖であった。これを、製糖地

区別にみると、割当量に相当の格差がみられる。議論の都合上、ここでは割当量の全体に占める比率が五%以上の地区をI地区、二―五%の地区をII地区、二%未満の地区をIII地区として分類すると、四七の製糖地区のうち、I地区が六つ、II地区が一一、III地区が二八であった(その他II地区は、生産停止や他地区への併合のため、生産割当を完全に喪失した)。合計すると、I地区とII地区の割当量が全体のおよそ八〇%に達しており、残り約二〇%がIII地区で生産された。一つの製糖地区にはただ一つの製糖工場のみが存在していたから、上記の数値は、一九三〇年代末に製糖業部門において寡占的構造がほぼ確立していたことを示すものである。

他方、甘蔗作農業においても、製糖業と同様に、生産構造の寡占化が進んでいた。前述のように、対米輸出割当が生産割当全体の九割弱を占めたので、甘蔗作農地に対する生産割当配分の傾向を知るためには、対米輸出割当のみを取り上げるだけでも十分である。

表1は、対米輸出割当別全国甘蔗作経営(farming enterprise)分布を示したものである。同表によると、全国甘蔗作経営数は二万四〇二〇であった。ただし、この経営

表1 対米輸出割当量別全国甘蔗作経営分布

対米輸出割当量 (ピクル)	経営数 (%)
0— 100	15,694 (65.3)
100— 1,000	5,933 (24.7)
1,000— 2,000	908 (3.8)
2,000— 5,000	830 (3.5)
5,000—10,000	397 (1.7)
10,000—15,000	138 (0.6)
15,000—20,000	56 (0.2)
20,000—	64 (0.3)
合計	24,020 (100.0)

(出所) George H. Bissinger, "Philippine Sugar Control IV: Range and Distribution of Production Allowance," *Sugar News*, Vol. XVIII, No. 7 (July 1937), p. 246.

(注) 対米輸出割当総量を 100万ショート・トンと仮定。

数は、製糖工場のプランター名簿に記載された甘蔗栽培者、つまり、製糖工場に直接甘蔗を供給する「農場所有者」、もしくは「借地人プランター」を基準として算出されており、彼らと小作契約を結んで甘蔗栽培に従事した小作農は集計の対象になっていない。このことをあら

はじめ念頭に置いて同表をみると、割当量一〇〇ピクル未満（一ピクルハ六三・二五キログラム）の経営数は総数の六五%、一〇〇ピクル以上一〇〇〇ピクル未満の経営数は二五%であったのに対し、一万ピクル以上の経営数はわずか一%であった。したがって同表から、多数の小規模経営と少数の大規模経営の同時的存在が確認される。

しかしながら、各々の規模の経営の甘蔗作農業に占める重要性を評価するためには、各規模の経営の割当量合計が全体に占める位置を推定しなければならない。そこで、ここでは、対米輸出割当量一万ピクル以上の経営の平均割当量を、割当量一万〜一万五〇〇ピクルの層についてはその中間値である一万二五〇〇ピクル、一万五〇〇〇〜二万ピクルの層の場合は一万七五〇〇ピクル、二万ピクル以上の層の場合は二万ピクルと仮定する（この結果、二万ピクル以上の経営の割当量は過小評価されるが、経営数が僅少なため、ここでの推定には大きな影響はない）。この方法によると、一万ピクル以上の二五八経営の割当量合計は推定三九万八五〇〇ピクルであり、全甘蔗作経営に対する総割当量一〇〇万ショート・トン

(一四三三四万三〇〇〇ピクル)に占めるその比率は、二七・八%と計算される。すなわち、経営総数のわずか一%強を占めたにすぎない二五八の経営が、割当量合計の三割弱を確保していたことになり、ごく少数の有力プラントーによる生産の集中度の高さが明らかとなるのである。

(一) "1939—40 Allotments", *Sugar News*, Vol. XX, No. 9 (Sept. 1939), p. 404.

三 製糖工場の国籍別資本系列

すでに指摘したように、一九三〇年代末のフィリピンには四七の製糖地区があった。しかしながら、各製糖地区に配分された割当量には大きな格差があり、とくに大きな割当量を配分されたのは、全体の三分の一強にあたる一七地区であった。

表2は、一九三九/四〇作物年度の国籍別・資本系列別製糖工場四六(国立フィリピン大学農学部試験工場を除く)の割当比率を示したものである。フィリピン系工場の割当量合計は全体の四一%に達し、アメリカ系工場の三三%、スペイン系工場の二七%を凌駕している。フ

ィリピン系工場は全部で二四、アメリカ系工場は一〇、そしてスペイン系は一二工場であったから、一工場当りの平均割当比率はフィリピン系が一・七%、アメリカ系が三・二%、そしてスペイン系が二・三%であった。したがって、フィリピン系工場の割当量合計の全体に占める比率は大きいが、一工場当りでは、アメリカ系やスペイン系よりも小規模であった。以下、この点に焦点を当てながら、国籍別に資本系列の状況を考察する。

〈フィリピン系〉

フィリピン系二四工場のうち、割当量の全体に占める比率が四一六%の工場は五つ、その比率が二一三%の工場は二つ、その他一七工場の割当比率はそれぞれ二%未満であった。一工場当り四一六%の割当比率をもつ五工場の割当比率を合計すると二五%近くとなる。これは、フィリピン系工場の割当比率合計の六一%に達し、同五工場がフィリピン系工場の主軸を成していたのである。

同五工場、すなわち、タリサイ・シライ製糖会社(Talisyay-Silay Milling Co., Inc.)、バロロド・ムルシヤ製糖会社(Bacolod-Murcia Milling Co., Inc.)、パンパンガ砂糖開発会社(Pampanga Sugar Development Co.,

表2 製糖工場の資本系列と生産割当量構成比 (1930年代末)

製糖工場名と系列	割当比率 (%) ⁽¹⁾	製糖工場名と系列	割当比率 (%)
〈フィリピン系〉	40.67	〈アメリカ系〉	32.28
<i>Lizaves</i>	9.88	カリフォルニア系	10.62
Talisay-Silay Milling Co.	4.54	Pampanga Sugar Mills	6.09
Bacolod-Murcia Milling Co.	4.41	Calamba Sugar Estate	4.53
Central Azucarea del	0.93	<i>Ossorio</i>	10.03
Danao		North Negros Sugar Co.	5.82
<i>Montilla</i>	8.58	Victorias Milling Co.	4.21
Ma-ao Sugar Central Co.	4.23	ハワイ系・その他	11.63
Isabela Sugar Co.	2.87	Hawaiian-Philippine Co.	5.54
Ormoc Sugar Co.	0.66	San Carlos Milling Co.	3.58
Rosario Sugar Mills	0.44	Bogo-Medellin Milling Co.	0.89
Bataan Sugar Co.	0.38	Cebu Sugar Co.	0.75
<i>de Leon, Hizon, Lazatin,</i>	6.78	Luzon Sugar Co.	0.49
<i>Rodriguez etc.</i>		Hind Sugar Co.	0.38
Pampanga Sugar Dev. Co.	6.78		
<i>PNB</i>	4.68	〈スペイン系〉	27.04
Binalbagan Estate	4.68	<i>Elizalde</i>	9.94
<i>Lopez</i>	3.66	Central Azucarera de la	7.01
Lopez Sugar Mill Co.	1.77	Carlota	
Central Santos-Lopez Co.	1.26	Central Azucarera de Pilar	1.38
Philippine Starch & Sugar Co.	0.63	Central Sara-Ajuy	0.65
<i>Ramirez, de Leon, Zobel, Soriano</i> ⁽²⁾	2.56	Philippine Milling Co. (マニラ	0.90
Central Luzon Milling Co.	2.56	大司教庁が所有)	
<i>Lizarraga</i>	2.05	<i>Tabacalera</i>	9.76
Kabankalan Sugar Co.	1.09	Central Azucarera de Tarlac	5.86
Mt. Arayat Sugar Co.	0.96	Central Azucarera de Bais	3.90
<i>de la Rama</i>	0.90	<i>Roxas</i>	3.36
Central de la Rama (Bago)	0.47	Central Azucarera Don Pedro	3.36
Central Leonor	0.43	<i>Garcia</i>	1.57
Central Lourdes	0.00	Asturias Sugar Central	1.57
Central de la Rama (Talisay)	—	<i>Vidaurrazaga, Mota</i>	0.97
<i>Cojuangco</i>	0.87	Central San Isidro	0.97
Paniqui Sugar Mills	0.87	<i>Serra</i>	0.85
<i>Teus</i>	0.37	Central Palma	0.85
Central Azucarera del Norte	0.37	ドミニコ会	0.46
<i>Cu Unjieng</i>	0.34	Philippine Sugar Estates	0.46
Mabalacat Sugar Mills	0.34	Dev. Co.	
<i>Buencamino</i>	—	<i>Ayala</i>	0.13
Nueva-Ecija Sugar Mills	—	Central Azucarera de Calatagan	0.13

(出所) *Sugar News* (1919—41年) 掲載記事などによる。(注) (1) 1939/40作物年度。(2) ZobelとSorianoはスペイン系。Carlos Quirino, *History of the Philippine Sugar Industry*, Manila, 1974, p. 69によると、同工場の所有者は、de Corbitarte家とAyala家であったという。

Inc.)、ビナルバガン・エステート (Binalbagan Estate, Inc.)、マアオ製糖工場 (Ma-ao Sugar Central Co., Inc.) は、イサベラ砂糖会社 (Isabela Sugar Co.) とともに、「バンク・セントラル」(Bank Central) と呼ばれていた。同六工場はいずれも、一九一〇年代末から二〇年代初頭にかけて、ネグロス島や中部ルソンの有力甘蔗プランターが、フィリピン国立銀行 (Philippine National Bank, 略称PNB) の融資を受けて設立した。もっとも同六工場は、一九二〇年代初頭に経営難に陥り、PNBの管理下に置かれた。そして一九二〇年代末から三〇年代初頭にかけて、ビナルバガン・エステートを除く五工場の経営権が民間資本に返還され始めた。この過程で、「バンク・セントラル」では、以前にもまして一部の有力家族による株式支配が顕著な現象となった。

その代表例が、割当比率の八〜一〇%を保有したリサレス (Lizares) 家とモンティリヤ (Montilla) 家である。リサレス家は、タリサイ・シライ製糖会社、パコロド・ムルシャ製糖会社、ダナオ製糖工場 (Central Azucarera del Danao) の所有に経営権をもち、他方、モンティリヤ家は、マアオ製糖工場とイサベラ砂糖会社

を所有した他、一九三〇年代半ばに三つの小規模な工場を買収した。こうして、大恐慌期に弱小工場が次々に吸収・合併され、製糖業における資本系列化が急速に進展したのである。

〈アメリカ系〉

アメリカ系一〇工場のうち、六工場は一工場当り三六%の割当比率をもつ、大手工場である。六工場の割当比率を合わせると、約三〇%にも達し、アメリカ系工場全体の割当比率の九〇%以上を支配していた。同六工場は、以下の三つの資本系列に分類することができる。

第一は、パンバンガ製糖工場 (Pampanga Sugar Mills) とカランバ砂糖エステート (Calamba Sugar Estate) を支配する、カリフォルニア系グループである。カランバ砂糖エステートは、一九一二年に、アルフレッド・アーマン (Alfred Ehnman) が率いるカリフォルニア系グループによって設立され、ルソン島南部のラグナ州に位置する七二〇〇ヘクタールの土地をフィリピン政府から購入した。⁽²⁾ 一九一九年になると、カランバ砂糖エステートは、大手糖業資本家のスプレッケルス (Speckels) 家と手を結んで、パンバンガ州南部にパンバンガ製糖工場を

設立した。⁽³⁾このカリフォルニア系グループは、フィリピン産砂糖に対するアメリカの特恵的関税措置の下で、製糖業に対する投資が高い収益を生むと予測し、フィリピン糖業に参入したと考えられる。彼らは、同時に砂糖ブローカーをも兼ね、自社の工場で生産された砂糖をアメリカに輸出していたのである。しかしながら、大恐慌期に砂糖産業の将来に暗雲がかかると、一九四一年に、克蘭バ砂糖エステートは、フィリピンの有力船舶業者のマドリガル (Madrigal) 家に売却されてしまった。⁽⁴⁾

第二グループ。北ネグロス砂糖会社 (North Negros Sugar Co., Inc.) とビクトリアス製糖会社 (Victorias Milling Co., Inc.) は、第一次世界大戦中とその直後に、スペイン系の血を引く、フィリピン人ミゲル・J・オソリオ (Miguel J. Osorio) の提唱によって設立された。しかしながら、この二つの製糖工場の国籍は、オソリオが一九二〇年代末にアメリカの市民権を取得したことに、より、フィリピンからアメリカへと転換した。⁽⁵⁾なお、北ネグロス砂糖会社は、一九三〇年代後半に、アメリカの大手砂糖会社であるアメリカ精製糖会社 (American Sugar Refining Co.) とグレート・ウェスタン会社

(Great Western Co.) の株主にもなっていた。⁽⁶⁾このことは、オソリオが所有する製糖工場とアメリカの大手糖業資本との関係の存在を示唆するものである。

第三グループはハワイ系資本であり、その傘下の主要工場は、ハワイアン・フィリピン社 (Hawaiian-Philippine Co.) とサンカルロス製糖会社 (San Carlos Milling Co., Ltd.) であった。サンカルロス製糖会社は、一九一二年にネグロス島で設立されたフィリピン最初のハワイ系製糖工場である。同社は、はじめウェルチ・フェアチャイルド商会 (Welch, Fairchild Co., Inc.) によって、そして一九三〇年代にはビショップ・トラスト商会 (Bishop Trust Co.) によって経営・管理された。⁽⁷⁾他方、ハワイアン・フィリピン社は、一九一八年にハワイ砂糖プランター協会 (Hawaiian Sugar Planters' Association, 略称HSPA) のイニシアティブによって設立された。ハワイの糖業資本家たちは、かねてよりフィリピン糖業への投資に個別的関心を示していたが、ハワイアン・フィリピン社は第一次世界大戦中に、これらの資本家を統合したHSPAの提唱により設立された。ハワイの砂糖プランターたちがすでに長期にわたってフィリピン人移

民をプランテーション労働者として雇用してきたが、この労働供給に対する見返りとしてフィリピン側はハワイ系資本による製糖工場の設立を強く要望していた。ハワイアン・フィリピン社の設立は、このフィリピン側の要請に応えたものであった。⁽⁸⁾

〈スペイン系〉

スペイン系一二工場のうち、割当比率が三%を超えたのは四工場のみであった。同四工場は、エリサルデ(Elizalde)家とロハス(Roxas)家、そしてタバカレラ(Tabacalera)によって支配されていた。エリサルデ家は、一九世紀後半からマニラを基盤として商業活動に従事し、またアシエンダをも所有し経営することによって、経営基盤を確立したスペイン系資本である。⁽⁹⁾ 同家は一九三〇年代後半に、三つの製糖工場を所有した他、マニラ大司教庁と契約して一つの工場の経営を担当していた。この四番目の工場であるフィリピン製糖会社(Philippine Milling Co.)は、ミントロ砂糖会社(Mindoro Sugar Co.)の後身であり、元来アメリカの有力糖業資本家H・O・ハヴェンマイヤー(H. O. Havemeyer)・C・J・ウェルチ(C. J. Welch)・C・H・センフ(C. H. Senn)

が設立したものである。これは、フィリピンで設立された最初の近代的製糖工場で、ミンドロ島の二万二五〇〇ヘクタールのサンホセ農園(San Jose Estate)に位置し、一九二一―二三年作物年度に操業を開始した。しかしながら、ミンドロ島では十分な労働力が得られず、操業開始以来赤字が続き、ついに一九二九年にマニラ大司教庁に売却されてしまった。⁽¹⁰⁾

ロハス家は一九二〇年代末まで、ドンペドロ製糖工場(Central Azucarera Don Pedro)とカラタガン製糖工場(Central Azucarera de Catagan)を所有していた。しかしロハス家と姻戚関係をもつアヤラ(Ayala)家が一九三〇年に後者を遺産として取得した。⁽¹¹⁾ 最後にタバカレラについて。同社は、正式社名をフィリピン・タバコ総合会社(Compañia General de Tabacos de Filipinas)と称し、一八八一年に設立されたフィリピン最大のタバコ会社である。同社は、一九一八年にネグロス島でバイス製糖工場(Central Azucarera de Bais)を、一九二七年にルソン島でタルラック製糖工場(Central Azucarera de Tarlac)を設立した。後者は、タバカレラ自身が一八八〇年代初頭に取得した一万ヘクタール以上に及

ぶレイシタ農園 (Hacienda Luista) 内に設立された⁽¹⁵⁾。

当初の計画では、同農園内でタニコを栽培する予定であったが、これに失敗した。そこで、同社は一九一〇年代に米の生産を開始し、さらに製糖工場の設立とともに甘蔗栽培に着手した。この結果、一九三〇年代半ばまでに甘蔗栽培面積は五七〇〇ヘクタールに増大した⁽¹⁶⁾。

以上の考察から、一九三〇年代末の製糖業においては依然としてアメリカ系資本の存在を無視することはできないにせよ、フィリピン系や国内に経済基盤を置クスイン系資本による寡占的支配が一層進展したことが確認されるのである。

- (1) *Annual Report of the Philippine Sugar Centrals Agency*, Nos. 1—5, 1922—25; *Handbook of the Philippine Sugar Industry*, 2nd ed., Manila, 1929, pp. 70, 91, 135, 150, 165, 187.
- (2) *The National Cyclopeda of American Biography*, New York, 1945, Vol. XXXII, p. 145.
- (3) John A. Larkin, *The Pangpengans: Colonial Society in a Philippine Province*, Berkeley, 1972, pp. 284—285.
- (4) "Sale of Calamba Ratified," *Sugar News*, Vol. XXIII, No. 8 (Aug. 1941), p. 274.

(5) Kunio Yoshihara, *Philippine Industrialization: Foreign and Domestic Capital*, Quezon City and Singapore, 1985, pp. 66—67.

(6) Office of the President, National Sugar Board, "Memorandum in the Sugar Industry...", Manila, 1939 (unpublished), p. 121.

(7) *Handbook of the Philippine...*, 1929, pp. 129—130; Ramon Laacamana ed., *Negros Occidental 1938—1939*, n. p., 1939, F 9—F 10.

(8) *First Report of the Hawaiian-Philippine Co. Fiscal Year Ended Sept. 30, 1921 and Sept. 30, 1922*, pp. 14—15.

(9) Carlos Quirino, *History of the Philippine Sugar Industry*, Manila, 1974, p. 69.

(10) Macario Z. Landicho, *The Mindoro Yearbook: 1901—1951*, Manila, 1952, p. 235.

(11) "Galatagen Mill Bought by Thai Concern," *Sugar News*, Vol. XXII, No. 11 (Nov. 1941), p. 447.

(12) Emili Girat Raventos, *La Compania General de Tabacos de Filipinas, 1881—1981*, Barcelona, 1981, pp. 148—185.

(13) *Ibid.*, p. 146.

四 製糖工場とプランターとの対立・抗争

フィリピン糖業の生産形態の特徴のひとつは、製糖工場と経営主体を異にする甘蔗農場の広範な存在である。

ほぼ唯一の例外として、前述のカランバ砂糖エステート、サンホセ農園そしてレイシタ農園があった。大プランターの一部は製糖工場の株主であったが、大部分のプランターは、製糖工場と異なる利害をもっていた。プランターの多くは、スペイン系もしくは華人系の血を引くフィリピン人であり、残りはごく少数のスペイン人たちであった。一般に、アメリカ人は、一部の例外を除くと甘蔗作地の土地所有には関心を示さなかった。その第一の理由は、一九〇三年の公有地法 (Public Land Act) によって、公有地の払下げ面積が個人の場合は一六ヘクタール、法人の場合は一〇二四ヘクタールに制限され、アメリカ人による大型プランテーション開発の道が法的に規制されていたためである (アメリカ人がカランバ砂糖エステートとサンホセ農園を取得したのは、これらが、公有地とは区別された修道会領地と認定されていたことによる)。さらに、多くのフィリピン人がすでに一九世紀

後半より、中部ルソンやネグロス島などの主要な甘蔗作地帯を開拓していたことも、もうひとつの理由に挙げられる。

したがって、アメリカ植民地期に新設された製糖工場は、原料の甘蔗を確保するために、従来、自己のアシエンダ内もしくは近隣地域の小規模製糖所でムスコバド糖を生産していたプランターと、新たに製糖契約を結ぶ必要が生じた。当初、いくつかの製糖工場は、トン当り価格を決定して、プランターから甘蔗を買付ける方式の導入を試みたものの、成功しなかった。この方式では、プランターは生産された砂糖の販売権を奪われ、ムスコバド糖生産期より享受してきた糖価変動による商業利潤を、一切手に行うことができなくなるからである。そこで導入されたのが、すでにキューバなどでみられた分糖法と呼ばれる方式であった。フィリピンで最初に分糖法を採用したのは、ネグロス島のサンカルロス製糖会社であった。分糖法とは、製糖工場が甘蔗を加工し砂糖を生産した後に、砂糖を一定の比率の下で工場とプランターとで分配するというものである。この結果、工場は製糖加工費として、他方プランターは甘蔗栽培費として砂糖を取

得するのである。⁽¹⁾分糖法は、一九一〇年代初頭におけるサンカルロス製糖会社での成功を皮切りとして、新設工場によって次々に採用され、一九二〇年代までにほとんどすべての工場の原料調達形態として定着した。

分糖法は、分蜜糖生産期における製糖工場とプランターとの協調関係を維持するために導入された方式として理解することができる。しかしながら、一九三〇年代の大恐慌期に、分糖法をめぐって製糖業者とプランターとの間で鋭い利害対立が展開された。糖価下落の影響を受けて、弱小のプランターは一九三〇年代初頭から製糖工場や銀行に対し債務を累積させていた。こうした状況の下で、政府は一九三八年に国家砂糖委員会(National Sugar Board)を設立し、同委員会で、製糖工場とプランターの分糖率を後者に有利に変更し、さらに両者の収益率を平準化するための準備が始められた。⁽²⁾

同委員会が行なった全国調査によると、分糖率は、ルソン島の製糖地区ではプランターが五〇〜六五%、工場が三五〜五〇%、そしてネグロス島では、プランターが五五〜六一%、工場が三九〜四五%であった。これに対して、製糖地区別の収益率は大きな格差があった。ルソ

ン島では、プランターの収益率は七〜一五%であり、工場のそれは三〜五〇%であった。ネグロス島での収益率は、プランターが一〇〜二二%、工場が六〜四〇%であった。この調査に基づき、国家砂糖委員会は新しい分糖率を提案した。それによると、分糖率は、ルソン島ではプランター四六〜七〇%、工場三〇〜五四%、ネグロス島では、プランター四八〜六九%、工場三一〜五二%であった。⁽³⁾にもかかわらず、提案された新しい分糖率は一九四〇年代初頭に実施されず、その法制化は第二次世界大戦後に持ち越されることになった。

いうまでもなく、分糖率改正問題は、不況期において低下の一途をたどった収益の分配をめぐる、製糖工場とプランターとの対立・抗争であった。これが、大恐慌期においてフィリピン糖業が抱えたジレンマの一面であるとするならば、もうひとつの側面は、高率地代や低賃金の下で搾取されてきた小作農や農業労働者の貧困の深刻化であった。一九三八〜三九年になると、中部ルソン地方パンパンガ州や西ビサヤ地方イロイロ州で農民や労働者がデモや集会を繰り広げ、賃金率の引上げや正当な報酬を要求した。とくに、パンパンガ州では、甘蔗作地

帯の農民や労働者によるストライキが激化し、後に中部ルソン諸州一帯で展開された大規模な大衆蜂起へと発展していったのである。

(1) Yves Henry, *Conditions techniques et financières de production de sucre aux Philippines*, Hanoi, 1928, p. 129.

(2) "Executive Order No. 157 by the President of the Philippines Creating the National Sugar Board," *Sugar News*, Vol. XIX, No. 9 (Sept. 1938), pp. 372—374.

(3) 台湾銀行台北調査部『比島糖業調査報告(比島糖業調査審査会)』一九四四年、一四—一八ページ。

結論

本稿は、大恐慌期のフィリピン糖業の生産形態の特質を明らかにすることを目的とした。すでに述べたように、フィリピンでは地主による土地の集中が、スペイン植民地期末期に形成された伝統的な甘蔗作地帯においてすでに進行していた。アメリカによるフィリピン領有後、アメリカ人企業家がプランテーション産業に参入し、大規模な土地を所有する場合もあった。しかしながら、甘蔗作地帯における大地主のほとんどは、フィリピン人(ス

ペイン系もしくは華人系メステイソ)であった。スペイン植民地期以来、アシエンダ、つまり大規模な農場が存在したため、フィリピンで新たに設立された近代的製糖工場は、プランターと製糖契約を結び、分糖法の下で彼らから甘蔗の供給を受けることになった。

両大戦間期におけるフィリピン糖業の主要な特徴は製糖工場の設立であるが、これはフィリピン産砂糖に対しアメリカが特恵的関税措置を付与したと同時に始まった動きであった。アメリカの精製糖業者はムスコバド糖よりも糖度の高い分蜜糖を優先して輸入したため、アメリカ市場参入をめざすフィリピンにとって大規模な製糖工場の設立は必須の課題となった。だが、アメリカ企業の対フィリピン投資は、さまざまな要因——公有地の取得制限を設けた一九〇三年公有地法や将来のフィリピン独立を謳った一九一六年のジョーンズ法(Jones Law)の制定など——によって阻まれた。このため、アメリカ人企業家以上に、フィリピン人や国内に経済基盤をもつスペイン人が政府の融資政策に支えられて、次々に製糖業への投資を行なう結果となった。

一九三〇年代の大恐慌期になると、製糖業における資

本の集積・集中が進行し、製糖工場の所有権の移転が激増した。比較的小規模の製糖工場の多くが、近隣地域の大手資本の工場との競争によって、大きな打撃を受けた。一九三〇年代末までに、小規模な工場のいくつかはすでに操業を停止したり、他工場に吸収・合併され、またその多くが第二次世界大戦後に完全に姿を消してしまった。とくに、一九三四年に割当制度が導入され、さらに一九三五年にフィリピン・コモンウェルス(独立準備政府)が発足し一〇年後の独立が約束されると、製糖工場の所有権の国内資本への移転が一般的趨勢となった。その先鞭をつけたのが一九四一年のカランバ砂糖エステートの売却であった(ただし、辺境地域に砂糖プランテーション

ンを設立し、操業開始直後から経営難に陥ったミンドロ砂糖会社の場合は、すでに一九二九年にマニラ大司教庁の手に渡っていた)。かくして、割当制度の導入は、アメリカ人企業家の投資意欲を低下させる一方、国内の資本家やプランターによる糖業の寡占的支配を一層促進する役割を果たしたといえよう。フィリピンの砂糖をめぐる利害集団は、こうして両大戦間期にフィリピン経済の寡頭的支配層として成長したばかりでなく、同時に政治的権力をも強化し、戦後一九五〇年代に、その政治・経済力を「砂糖ブロック」として集約させたのである。

(光陵女子短期大学助教授)